

横植協会 06-38
令和 7 年 3 月 27 日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種苗類関係

【輸出国に特定の植物検疫措置を要求する植物の輸入に対するモニタリング検査の試行の継続等について】

農林水産省植物防疫課から情報提供(別添)がありましたので、お知らせします。

情報提供の経緯

- (1) 令和6年度から輸出国における措置の実施を監視し、輸出国に改善を求める仕組み(モニタリング検査)を導入し、対象の植物について輸入時に精密検定を実施。
- (2) 令和6年度はモニタリング検査の実績が少なく、制度として確立させるための検証が十分に行えていない状況。
- (3) 令和7年度は令和6年度の試行でのモニタリング検査を一部見直した上で継続することとし、併せて暫定検査対応の整理を実施。

詳細については、別添説明資料「輸出国に特定の植物検疫措置を要求する植物の輸入に対するモニタリング検査の試行の継続等について」を参照願います。

以 上

輸出国に特定の植物検疫措置を要求する植物の輸入に対するモニタリング検査の試行の継続等について

1. 経緯

- (1) 令和6年度から輸出国における措置の実施を監視し、輸出国に改善を求める仕組み（モニタリング検査）を導入し、対象の植物について輸入時に精密検定を実施。
- (2) 令和6年度はモニタリング検査の実績が少なく、制度として確立させるための検証が十分に行えていない状況。
- (3) 令和7年度は令和6年度の試行でのモニタリング検査を一部見直しを行った上で継続することとし、併せて暫定検査対応の整理を実施。

2. 対応

(1) モニタリング検査の継続

令和6年度に対象としており、令和6年度中に検出事例があったもの、開始から1年経過していないものを、令和7年度のモニタリング検査として継続して実施。併せて、中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応で令和6年度中に検出事例があったもの (*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*, *Potato spindle tuber viroid*) はモニタリング検査の対象に追加。

(2) 措置要求植物に対する暫定検査対応の解除

中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応を解除。対象であった検疫有害植物5種のうち、一定期間検出事例がなかった *Maize chlorotic mottle virus*, *Tomato brown rugose fruit virus*, *Pantoea stewartii* subsp. *Stewartii* は輸入時の精密検定は実施しない。

コスタリカからの *Meloidogyne enterolobii* に対する緊急的な輸入検査対応について、輸入検査の強化は不要と判断し解除。

3. 令和7年度モニタリング検査の詳細

(1) 対象植物

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに卸されたもので、貨物、郵便物及び携帯品として輸入される、下表に掲げるもの。ただし、STEP0であって、輸入数量の10%となる数量が「(3) 検定方法」表中の検定数量に満たない少量荷口のものを除く。

下表は、令和7年度途中であっても検疫措置が正しく行われていないと疑われる事例があった場合等、必要に応じて変更するものとする。

検疫措置 実施国・地域	検疫有害植物	植物名および部位	開始時 のSTEP
中国	<i>Acidovorax avenae</i> subsp.	別表2の2の19項に規定さ	STEP0

	<i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表2の2の19項)	れる植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	
ブラジル	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表2の2の19項)	別表2の2の19項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
中国	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) (別表2の2の24項)	別表2の2の24項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
タイ	<i>Columnea latent viroid</i> (別表2の2の26項)	別表2の2の26項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
イタリア	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (別表2の2の36項)	別表2の2の36項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 2
タイ	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (別表2の2の36項)	別表2の2の36項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 2

(2) 件数及び抽出方法

輸入申請における検査荷口をモニタリング検査の単位とする。モニタリング検査は、国と検疫有害植物の組合せ毎に上限を300件（1か月あたり25件）とする。

なお、検査荷口の抽出にあたっては検査日（輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）第8の第1項で規定する1次検査を実施する日）順を基本とするが、同一検査日に複数の検査荷口がある場合は、数量の多いものから順に対象とする。

ただし、STEP 1又は2の場合、これらの上限は適用されない。

(3) 検定方法

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定を実施する。

検疫措置実施 国・地域	検疫有害植物	検定数量
----------------	--------	------

<p>中国 ブラジル</p>	<p><i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表 2 の 2 の 19 項)</p>	<p>(1) 種子について 1,000 粒 (STEP 1 又は 2 であって、同一の検査荷口に含まれる種子が 10,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%。ただし、検定の結果、LAMP 法で陽性となり、栽培検定又は SBS 検定を行う場合は、追加で 1,000 粒 (同一の検査単位に含まれる種子が 10,000 粒未満の場合は、当該種子数のさらに 10%)。)</p> <p>(2) 種子及び果実を除く生植物について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について検査を行い、症状 (暗緑色のえそ斑や水浸等) 又は症状の疑いがあるものを発見した場合は当該植物を対象に検定</p>
<p>中国</p>	<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) (別表 2 の 2 の 24 項)</p>	<p>(1) 種子について ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒 (STEP 1 であって、同一の検査荷口に含まれる種子が 4,000 粒未満の場合は、当該種子の 10%。)</p> <p>・ STEP 2 の場合 4,600 粒 (同一の検査荷口に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)</p> <p>(2) 種子及び果実を除く生植物について 検査単位ごとに 1% の生植物から若葉 (最低 1 葉) をサンプリングし、検定</p>
<p>タイ</p>	<p><i>Columnea latent viroid</i> (別表 2 の 2 の 26 項)</p>	<p>(1) 種子について ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒 (STEP 1 であって、同</p>

		<p>一の検査荷口に含まれる種子 が 4,000 粒未満の場合は、当 該種子の 10%。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ STEP 2 の場合 4,600 粒（同一の検査荷口 に含まれる種子が 46,000 粒 未満の場合は、当該種子数の 10%） <p>（2）種子及び果実を除く生 植物について 検査単位ごとに 1%の生植 物から若葉（最低 1 葉）をサ ンプリングし、検定</p>
イタリア タイ	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> （別表 2 の 2 の 36 項）	<p>（1）種子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒（STEP 1 であって、同 一の検査荷口に含まれる種子 が 4,000 粒未満の場合は、当 該種子の 10%。) ・ STEP 2 の場合 4,600 粒（同一の検査荷口 に含まれる種子が 46,000 粒 未満の場合は、当該種子数の 10%） <p>（2）種子及び果実を除く生 植物について 検査単位ごとに 1%の生植 物から若葉（最低 1 葉）をサ ンプリングし、検定</p>

（4）検定結果による対応

同一の検疫有害植物が繰り返し検出された場合は、以下のとおり STEP を進めることとする。

STEP	輸入検査時等の対応	輸出国に適切な措置の実施を求める対応
0：平時	国と検疫有害植物の組合せ毎に年間 300 件を上限に抽出（少量荷口を除く。）	
1：不適合 1 回目	上限を撤廃し、少量荷口も含めて全口	輸出国通報（「輸出国植

	ロットを検査	物防疫期間に対する通常実施要綱(昭和52年8月25日付け52農蚕第5308号農蚕園芸局長通知)第3で定める通報。以下同じ。)又は書簡発出※1
2：不適合2回目	引き続き、少量荷口も含めて全ロットを検査	書簡発出※2 書簡に含まれない情報は輸出国通報
3：不適合3回目	輸入停止	書簡発出※3 書簡に含まれない情報は輸出国通報
4：輸入停止解除	輸出国との協議の上、適切であると確認できた場合	

※1：同一検査証明書の複数検査荷口から同一検疫有害植物が検出された場合、検出された検査荷口は全て不合格となるが、不適合事例としては1件とカウントする。STEP1においては、検疫有害植物が検出された後の1年間(輸入検査実績がないものを除く。)又は30件の連続した検査で新たな検出が確認されない場合は、STEP0に戻す。

※2：輸出国への書簡では、検出の原因究明及びその改善措置の提出を要請するとともに、提出期限(3か月程度)を設けて求める。書簡で定めた期日まではSTEP2の対応を継続し、新たな不適合事例があってもカウントせず、STEP3へは移行しない(相手国から提示される改善措置が不十分等であるために再検討が繰り返される場合を除く。)

期日までに回答があった場合、その内容を確認し、問題がないと判断した場合は、その後カウントを再開する。期日までに回答がない場合も、期日の翌日からカウントを再開する。いずれの場合も、カウント再開後、不適合があればSTEP3へ移行する。STEP2においては、1年間(輸入検査実績がないものを除く。)又は30件の連続した検査で新たな検出がない場合は、STEP1に戻す。

なお、回答の内容を確認し、改善措置が不十分又は不明だった場合、再度、期日を設けて再検討を要請する。

※3：開始時期を指定し、検査証明書の発給停止を要請する。

4. 暫定検査対応の解除

- (1) 中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応について、令和6年度をもって解除。
(*Acidovorax avenae* subsp. *citrullii*、*Potato spindle tuber viroid*はモニタリング検査の対象に追加。)
- (2) コスタリカからの *Meloidogyne enterolobii* に対する緊急的な輸入検査対応について、令和6年度をもって解除。

輸出国に特定の植物検疫措置を要求する植物の輸入に対するモニタリング検査の試行の継続等について

1. 経緯

- (1) 令和6年度から輸出国における措置の実施を監視し、輸出国に改善を求める仕組み（モニタリング検査）を導入し、対象の植物について輸入時に精密検定を実施。
- (2) 令和6年度はモニタリング検査の実績が少なく、制度として確立させるための検証が十分に行えていない状況。
- (3) 令和7年度は令和6年度の試行でのモニタリング検査を一部見直しを行った上で継続することとし、併せて暫定検査対応の整理を実施。

2. 対応

(1) モニタリング検査の継続

令和6年度に対象としており、令和6年度中に検出事例があったもの、開始から1年経過していないものを、令和7年度のモニタリング検査として継続して実施。併せて、中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応で令和6年度中に検出事例があったもの (*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*、*Potato spindle tuber viroid*) はモニタリング検査の対象に追加。

(2) 措置要求植物に対する暫定検査対応の解除

中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応を解除。対象であった検疫有害植物5種のうち、一定期間検出事例がなかった *Maize chlorotic mottle virus*、*Tomato brown rugose fruit virus*、*Pantoea stewartii* subsp. *Stewartii* は輸入時の精密検定は実施しない。

コスタリカからの *Meloidogyne enterolobii* に対する緊急的な輸入検査対応について、輸入検査の強化は不要と判断し解除。

3. 令和7年度モニタリング検査の詳細

(1) 対象植物

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに卸されたもので、貨物、郵便物及び携帯品として輸入される、下表に掲げるもの。ただし、STEP0であって、輸入数量の10%となる数量が「(3) 検定方法」表中の検定数量に満たない少量荷口のものを除く。

下表は、令和7年度途中であっても検疫措置が正しく行われていないと疑われる事例があった場合等、必要に応じて変更するものとする。

検疫措置 実施国・地域	検疫有害植物	植物名および部位	開始時 のSTEP
中国	<i>Acidovorax avenae</i> subsp.	別表2の2の19項に規定さ	STEP0

	<i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表2の2の19項)	れる植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	
ブラジル	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表2の2の19項)	別表2の2の19項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
中国	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) (別表2の2の24項)	別表2の2の24項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
タイ	<i>Columnea latent viroid</i> (別表2の2の26項)	別表2の2の26項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 1
イタリア	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (別表2の2の36項)	別表2の2の36項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 2
タイ	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (別表2の2の36項)	別表2の2の36項に規定される植物 (ただし、STEP0では種子のみを対象とする。)	STEP 2

(2) 件数及び抽出方法

輸入申請における検査荷口をモニタリング検査の単位とする。モニタリング検査は、国と検疫有害植物の組合せ毎に上限を300件（1か月あたり25件）とする。

なお、検査荷口の抽出にあたっては検査日（輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）第8の第1項で規定する1次検査を実施する日）順を基本とするが、同一検査日に複数の検査荷口がある場合は、数量の多いものから順に対象とする。

ただし、STEP 1又は2の場合、これらの上限は適用されない。

(3) 検定方法

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定を実施する。

検疫措置実施 国・地域	検疫有害植物	検定数量
----------------	--------	------

<p>中国 ブラジル</p>	<p><i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (別表 2 の 2 の 19 項)</p>	<p>(1) 種子について 1,000 粒 (STEP 1 又は 2 であって、同一の検査荷口に含まれる種子が 10,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%。ただし、検定の結果、LAMP 法で陽性となり、栽培検定又は SBS 検定を行う場合は、追加で 1,000 粒 (同一の検査単位に含まれる種子が 10,000 粒未満の場合は、当該種子数のさらに 10%)。)</p> <p>(2) 種子及び果実を除く生植物について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について検査を行い、症状 (暗緑色のえそ斑や水浸等) 又は症状の疑いがあるものを発見した場合は当該植物を対象に検定</p>
<p>中国</p>	<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) (別表 2 の 2 の 24 項)</p>	<p>(1) 種子について ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒 (STEP 1 であって、同一の検査荷口に含まれる種子が 4,000 粒未満の場合は、当該種子の 10%。)</p> <p>・ STEP 2 の場合 4,600 粒 (同一の検査荷口に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)</p> <p>(2) 種子及び果実を除く生植物について 検査単位ごとに 1% の生植物から若葉 (最低 1 葉) をサンプリングし、検定</p>
<p>タイ</p>	<p><i>Columnea latent viroid</i> (別表 2 の 2 の 26 項)</p>	<p>(1) 種子について ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒 (STEP 1 であって、同</p>

		<p>一の検査荷口に含まれる種子 が 4,000 粒未満の場合は、当 該種子の 10%。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ STEP 2 の場合 4,600 粒（同一の検査荷口 に含まれる種子が 46,000 粒 未満の場合は、当該種子数の 10%） <p>（2）種子及び果実を除く生 植物について 検査単位ごとに 1%の生植 物から若葉（最低 1 葉）をサ ンプリングし、検定</p>
イタリア タイ	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> （別表 2 の 2 の 36 項）	<p>（1）種子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ STEP 0 又は 1 の場合 400 粒（STEP 1 であって、同 一の検査荷口に含まれる種子 が 4,000 粒未満の場合は、当 該種子の 10%。) ・ STEP 2 の場合 4,600 粒（同一の検査荷口 に含まれる種子が 46,000 粒 未満の場合は、当該種子数の 10%） <p>（2）種子及び果実を除く生 植物について 検査単位ごとに 1%の生植 物から若葉（最低 1 葉）をサ ンプリングし、検定</p>

（4）検定結果による対応

同一の検疫有害植物が繰り返し検出された場合は、以下のとおり STEP を進めることとする。

STEP	輸入検査時等の対応	輸出国に適切な措置の実施を求める対応
0：平時	国と検疫有害植物の組合せ毎に年間 300 件を上限に抽出（少量荷口を除く。）	
1：不適合 1 回目	上限を撤廃し、少量荷口も含めて全口	輸出国通報（「輸出国植

	ロットを検査	物防疫期間に対する通常実施要綱(昭和52年8月25日付け52農蚕第5308号農蚕園芸局長通知)第3で定める通報。以下同じ。)又は書簡発出※1
2：不適合2回目	引き続き、少量荷口も含めて全ロットを検査	書簡発出※2 書簡に含まれない情報は輸出国通報
3：不適合3回目	輸入停止	書簡発出※3 書簡に含まれない情報は輸出国通報
4：輸入停止解除	輸出国との協議の上、適切であると確認できた場合	

※1：同一検査証明書の複数検査荷口から同一検疫有害植物が検出された場合、検出された検査荷口は全て不合格となるが、不適合事例としては1件とカウントする。STEP1においては、検疫有害植物が検出された後の1年間(輸入検査実績がないものを除く。)又は30件の連続した検査で新たな検出が確認されない場合は、STEP0に戻す。

※2：輸出国への書簡では、検出の原因究明及びその改善措置の提出を要請するとともに、提出期限(3か月程度)を設けて求める。書簡で定めた期日まではSTEP2の対応を継続し、新たな不適合事例があってもカウントせず、STEP3へは移行しない(相手国から提示される改善措置が不十分等であるために再検討が繰り返される場合を除く。)

期日までに回答があった場合、その内容を確認し、問題がないと判断した場合は、その後カウントを再開する。期日までに回答がない場合も、期日の翌日からカウントを再開する。いずれの場合も、カウント再開後、不適合があればSTEP3へ移行する。STEP2においては、1年間(輸入検査実績がないものを除く。)又は30件の連続した検査で新たな検出がない場合は、STEP1に戻す。

なお、回答の内容を確認し、改善措置が不十分又は不明だった場合、再度、期日を設けて再検討を要請する。

※3：開始時期を指定し、検査証明書の発給停止を要請する。

4. 暫定検査対応の解除

- (1) 中国からの栽培用種子に対する暫定検査対応について、令和6年度をもって解除。
(*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*、*Potato spindle tuber viroid*はモニタリング検査の対象に追加。)
- (2) コスタリカからの *Meloidogyne enterolobii* に対する緊急的な輸入検査対応について、令和6年度をもって解除。